

取扱区分：「公開」

令和5年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年8月10日(木) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年8月10日(木) 午前10時01分 ~ 午前10時35分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

1番	林 俊一	3番	野村 邦幸
4番	重永 正人	5番	佐伯 伴章
6番	笠井 保雄	7番	河内 邦雄
8番	藤原 典子	9番	佐伯 信治
10番	高橋 恵	11番	秋貞 啓子
12番	藤井 孝	13番	山下 敏彦
15番	市川 進	16番	有馬 俊雅
17番	兼重 智	18番	田中 榮作
19番	白石 純治		

(2) 欠席委員 2人

2番	歳光 時正	14番	瀧山 美智子
----	-------	-----	--------

(3) 事務局職員 4人

局長	中山 浩毅	次長	杉岡 清伸
次長補佐	神本 和典	書記	足達 剛志

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第41号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第43号	違反転用者等に対する告発について	1件

第3 報告事項

報告第46号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	15件
報告第47号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第48号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	3件
報告第49号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	5件
報告第50号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第51号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	3件
報告第52号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第53号	地域計画の目標地図の素案の作成について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員、14番・瀧山美智子委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、委員の皆さまのご発言の際は、ご着席のままご構いませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時 1分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

意義がありませんので、議長より指名いたします。

3番・野村邦幸委員、4番・重永正人委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから2ページの議案第41号は、1議案5件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田8筆、畑4筆の面積が10,199.5平方メートルで、申請譲受人の自宅から1キロメートルの範囲にある農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は農業経験もなく遠隔地に居住しているため耕作が困難で、配偶者からの相続により取得した農地を、これまで耕作を依頼していた配偶者の弟である譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、今後は農業経営者として水稻や野菜を栽培するため、農地を取得するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第3番野村委員

3番野村です。

番号1番について報告します。

農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

7月18日推進委員、事務局職員と4名で現地確認をしました。

譲受人は兄の死亡に伴い、相続人である奥様からの依頼により

所有権の移転をするものであります。

譲受人は以前よりこの農地の耕作をしており、農機具はすべて揃えてあります。

兄が広島に移動しそのあとずっと10年近く譲受人が耕作しておりますが、今回兄の死亡により所有権の移転をしたいということで、今回の申請になりました。

譲受人とは当日話をして、譲渡人とは電話にて確認をしております。

問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が170平方メートルで、申請譲受人が購入した住宅に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は相続により農地を取得しま

したが、遠隔地に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、取得した戸建住宅の近隣にあるので、自家消費用の野菜等を母と一緒に栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中山事務局長

中山事務局長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

本申請は売買による権利移動許可申請になります。

登記地目は田で1筆170平方メートルを申請するものです。

7月20日に前任の農業委員、推進委員、事務局職員と現地確認をしました。

現状は畑地として耕作されておりました。

譲受人とは7月20日に現地にて現地確認、意思確認をしました。

最近移住して来て、近くに家庭菜園ができる所をさがしていて、譲渡人をお願いしたそうです。

譲渡人は市外にお住まいなので、7月21日に電話にて意思確認をしました。

譲渡人は、親から相続した土地を耕作することができず困っていて、今回譲受人から話があり売却することにしたそうです。

譲受人には耕作意欲があり、農作業ができる親もおられ、家庭菜園として管理できると思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が572平方メートルで、申請譲受人の自宅を囲むように隣接する農地で、譲受人が永小作権により耕作している農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人が永小作権者へ農地を譲り渡すものです。

譲受人は、今後は、所有者として野菜や果樹を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただ

いておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中山事務局長

中山事務局長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

本申請は、売買による権利移動許可申請になります。

登記地目は田で、1筆572平方メートルを申請するものです。

7月20日に前任の農業委員、推進委員、事務局職員と現地確認をしました。

現状は畑地として耕作されておりました。

7月20日に譲渡人と譲受人の両方の方の立ち合いのもと、現地にて現地確認、意思確認をしました。

譲受人は永小作地として耕作を継続してきた土地を、世代交代の中で引き続き耕作をしていくために、関係を明確にしておくため、譲り受けたいと譲渡人をお願いしたそうです。

譲渡人は永小作権者のご子息が管理耕作されている土地であり、この実状内容を権利内容としても明確にするために売却することにしたそうです。

譲受人は永年この土地を耕作している実状があり、継続管理できると思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号3番は、許可と決定いたします。

・議案第41号4番

続きまして、議案第41号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が350平方メートルで、申請譲受人が購入する住宅の近隣の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は土地建物を売却するため譲り渡すものです。

譲受人は、農地付きの住宅を購入して市外から移住し、自家用野菜を家族で栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

第17番兼重委員

17番の兼重です。

議案第41号番号4番について、去る7月25日、事務局職員と一緒に現地を確認いたしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

譲渡人、申請地等の状況についてですが、申請地の地目は畑ですが、譲渡人は高齢であり、夫も入院しており、市内から耕作に通うのは大変困難であり、今回、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人の状況ですが、譲受人は、今回の申請地に隣接する中古住宅も併せて購入し、一部を倉庫として活用したいとのことです。

また、自然環境の良いこの地で、夫婦で自給自足の老後生活を指したいとのことです。

現況が農地であることの確認につきましては、申請地の現況は防草シートが貼ってあり、自家用野菜が一部作付けされてきました。

今後畑地として利用したいとのことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が834.85平方メートルで、申請譲受人が購入する住宅に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は土地建物を売却するため譲り

議長（山下会長）

中山事務局長

渡すものです。

譲受人は先ほどの番号4番と同じ方で、農地付きの住宅を購入して市外から移住し、自家用野菜を家族で栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

第17番兼重委員

17番の兼重です。

議案第41号番号5番について、去る7月25日、事務局職員と一緒に現地を確認しました。

また、申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおり間違いありません。

譲渡人、申請地等の状況ですが、申請地の地目は畑ですが、譲渡人は高齢であり、市外から耕作に通うのは大変困難であり、今回、知人に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人の状況ですが、譲受人は、今回の申請地に隣接する中古住宅も併せて購入し、一部倉庫として農機具等も収納したいとのことです。

また、自然環境の良いこの地で、夫婦で自給自足の老後生活を目指したいとのことです。

現況が農地であることの確認につきましては、申請地は自己保全の状況にある農地であり、今後、畑地として利用し、子供たちにも野菜を送ってやりたいとのことです。

調査項目に従いまして調査しましたが問題ないと思います。

議長（山下会長）

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページの議案第42号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積418.49平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理をすることが困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から東約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

本申請は、売買による権利移動許可申請になります。

地目は田で一筆991平方メートルを申請するものです。

7月25日に事務局の方、地区推進委員の方と私の3人で現地確認をしました。

現状として耕作はされておらず、維持管理も困難な状況でした。

7月26日に双方の代理人である行政書士の方に電話にて確認を取りました。

譲渡人は当該地を農地として維持管理が困難な状況にあり、譲受人の希望通りに太陽光発電設備を設置することに賛同し、売り渡すことにしました。

譲受人はカーボンニュートラルを目指して、太陽光発電設備を設置し、売電による収益を上げたいということで申請されました。

近隣の方々には工事について説明済みとのことでした。

また、工事に入る前に改めて近隣の方々へ説明会等を開き、説明をするとのことでした。

周辺に悪影響を及ぼさないよう十分留意し、万が一問題が発生した場合は、自己の責任において対応されるそうです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第42号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

本件は、駐車場への転用申請ですが、690平方メートルの内の約170平方メートルは令和3年に駐車場として転用されており、この無断転用の部分については追認をするか否かの事案となります。

申請地は、高水小学校から南東約600メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本事案は、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

まず、原状回復を求めるかについてですが、隣接地は譲渡人の建設会社と譲受人が作業場として使用し、その事業のために必要な車両の駐車場を整備しようとするもので、既に転用し使用しているも

杉岡事務局次長

のも必要のために行われたものであり、原状回復により、交通法規に係る違反を誘発する可能性もあることから慎重に検討する必要があると考えます。

次に、土地の「代替性」についてですが、以上の理由からほかに代わる土地はないと認められます。

なお、法定外公共物である水路の占用等については、既に許可がなされています。

無断転用以外の農地の転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されておりますので許可基準を満たしています。

また、無断転用部分も追認許可が可能と考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番の笠井です。

番号 2 番について、去る 7 月 25 日、推進委員と事務局職員と 3 名で現地確認を致しました。

なお、申請人にも立ち会っていただき、内容、意思確認をしました。

申請地は J R 岩徳線と市道沿いに位置しています。

現状は 690 平方メートルのうち、170 平方メートルは駐車場として使用し、残りは以前地域の方が畑として使用していましたが、現在は休耕し雑草が繁茂していました。

この駐車場として利用している箇所については、以前から気になっていたため、周辺の非農地の現地確認の際、推進委員と事務局職員とで確認してもらい、農地のままの使用と判明。

なお、この駐車場については、貸付人の父親が隣接の倉庫と一緒に使用されていたもので、現在亡くなられていますが、所有者の名

義変更もなされていない為、貸付人である息子さんに名義変更していただき、今回の議案となりました。

今回の貸付人、借受人は友人で同じ建設業のため、隣接の倉庫を共同で使用しているとのことです。

しかし、借受人は建設業が業績好調のため、トラック、建設機械も増車し、駐車場が足らなくなったため、貸付人から使用貸借契約をし、駐車場の拡張をしたいとのことです。

なお、一部駐車場として使用していた箇所について、農地法の手続きを経ずに駐車場として使用したことについて、顛末書が添付され、農地法の規定の十分な認識が無かったとはいえ、法の規定に反しましたことを深く反省し、お詫び申し上げますとのことです。

なお、周辺農地に与える影響もなく、添付書類もそろって問題ないと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第42号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号「違反転用者等に対する告発について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4 ページの議案第43号についてご説明いたします。

これは、令和5年3月10日付けの周南市農業委員会議案第13号で一部を改正した令和5年2月10日付けの周南市農業委員会議案第7号の「違反転用者等に対する命令の内容を決定することについて」の事案についてです。

まず、別紙の第2告発の事実についての主なところをご説明いたします。

別紙の4ページの最初の段の命令書の郵送からですが、今年3月10日の総会の議案の可決を経て、令和5年3月15日付け周農委第278号の命令書を同日に郵送しました。

次の段ですが、この命令書は、3月27日に返送されたので、4月5日に違反転用者の自宅の郵便受けに投函しました。

その後、4月7日に周南市熊毛総合支所からの逡送便で、違反転用者に発出した弁明通知書と命令書が農業委員会事務局に届きました。

4月28日に、この地区担当の農業委員から「鉄柱に屋根をつけている。」との通報があり、5月1日に周南市建築指導課職員と現地を確認しましたところ、鉄柱4本に屋根が設置されていました。

4ページの最後の行ですが、7月20日に、違反転用者は、建築指導課職員に対して、「店で倉庫を買って建てる。何も言わなければ黙認したものとみなすぞ」等と言ったとのことでした。

違反転用者への命令書に記載した履行期限は既に経過していると考えます。

これらのことを踏まえ、1ページの第1告発の趣旨のとおり、被告発人は、農地法第4条第1項の転用の許可の制限の規定に違反した者及び同法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分に違反した者に該当し、その違法行為を継続し、又は繰り返していると考えられます。

以上のことから、違反転用者に対し刑事訴訟法第239条第2項に規定する告発が必要と認めるので、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第10条第1項の規定により所管する警察署に告発をしようとするものです。

なお、所管する警察署の警察官からは、告発状を受けて、受理等を決定するとのことでした。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第43号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに、また、所管する警察署に提出する告発状の「てにをは」のような簡易な修正については、会長に一任をしていただきたいと思いますと考えますがご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号は原案のとおりとし、簡易な修正は会長の専決により行うことに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第46号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5ページから9ページまでの報告第46号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は15件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第47号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページの報告第48号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件で、いずれも農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから13ページの報告第49号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第50号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件で、農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第51号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから18ページの報告第52号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号1番及び番号4番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に

掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号「地域計画の目標地区の素案の作成について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページの報告第53号は、農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定により、周南市長から、目標地区の素案を作成し、周南市に提出するよう求められたものです。

これを受けて、農業委員会は、同条第2項の規定により目標地区の素案を作成することとなります。

対象区域は、別紙に記載のとおり、周南市のうち、市街化区域が多い地区を除いた区域となり、周南市農業委員会にとって大きな事業となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年8月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 野 村 邦 幸

署名委員 重 永 正 人